業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 「令和5年10月27日開催 全国信用金庫協会]

1. 金融行政方針について(協同組織金融機関関係)

- 〇 地域金融機関については、地域産業や事業者を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献頂くべく、今事務年度の主な方針を「金融行政方針」に明記したところ。
- 特に、協同組織金融機関については、相互扶助の理念の下、会員・組合員 を通じて地域に深く根差しているという金融機関である。中小・零細事業者 の多様なニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献することで、自 らも経営基盤を強化し、持続可能な経営を確立していただきたい、という皆 様方への期待を込めて記載したもの。
- 具体的には、「実績と作業計画」において、
 - ・ 原材料・エネルギー価格等の高騰や円安、人手不足の影響等がある中で、資金繰り・経営改善・事業転換・事業再生支援など、事業者の実情に応じた支援が行われているかの確認。政府の各種支援策等の一層の活用促進のため、関係省庁と連携した施策の周知、浸透。
 - ・ 金融仲介機能の発揮と健全性の維持の両立に向けたガバナンスの発揮 に係る経営陣等との対話。中長期的な観点を含めた人的投資や人材育成 の取組を促進するための対話。
 - 国内外の金融経済情勢の動向等を踏まえ、リスク管理態勢の状況等について、信用・市場リスクの見通し等を踏まえたモニタリングを通じて確認。また、早期警戒制度の枠組み等に基づき、早め早めの取組を促進。
 - ・ 新規業務の許認可等に関して、相談の初期段階から金融庁及び財務局・ 財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、効率的な監督業 務に努め、協同組織金融機関の自主的な取組を後押し。
 - ・ 中央機関については、リスク管理の高度化や人材育成等の観点も含む、 経営・業務サポートの役割発揮にくわえ、協同組織金融機関間や他の支

援機関等との結節点として、協同組織金融機関による地域課題の解決・ 経営基盤の強化に資する取組への支援を促進。

・ 地域や事業者、協同組織金融機関自らの課題とその解決に向けた取組 の参考となるよう、モニタリング等を通じて得られた具体的な事例を展 開。

することを主な方針として記載している。

2. システム障害への対応について

○ 金融機関が安定したシステム稼働を確保することは、円滑な金融サービスの提供及び利用者保護の観点から非常に重要であり、各金融機関においては、自金庫のシステムリスクや、障害発生時の金庫内外の関係者間の連絡体制を含む復旧対応能力、顧客案内や周知等といった対応について今一度確認いただきたい。

3. 事業再生ガイドライン事例集の公表について

- 〇 10月17日に、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用事例 集を金融庁ウェブサイトで公表した。
- ゼロゼロ融資の返済が本格化する中、事業者の経営改善・再生支援の強化 は喫緊の課題。未だガイドラインを活用したことのない金融機関においては、 こうした事例を参考に、ガイドラインの活用を含む事業再生支援に積極的に 取り組んでいただきたい。

4. 有効事例・経営者保証ホットライン等に寄せられた意見について

○ 経営者保証改革プログラムを踏まえて監督指針を改正し、2023年4月より保証契約締結時には、保証の必要性等をより詳細に事業者へ説明することを求めている。経営者保証に依存しない有効事例や、新規で設置した経営者保証ホットラインに寄せられた事業者からの声をお伝えする。

- 金融機関に財務局が行ったヒアリングでは、
 - 経営者保証を徴求しない場合の決裁権限の見直しや、各支店の無保証 融資割合を店舗間で共有する取組、
 - ・ また、正常運転資金の範囲内で行う短期借入や割引手形については無保証で対応する取組、

といった前向きな事例が寄せられている。

- 一方、経営者保証ホットラインには、経営者保証を徴求する際に、その必要性等について、金融機関から具体的な説明が無かったといった事業者の声も複数寄せられており、監督指針に沿った運用が十分ではない金融機関も見られる。
- 各金融機関においては、こうした有効事例を参考に経営者保証に依存しない融資を促進していただくと共に、監督指針に沿った運用が徹底されるよう、営業店の職員等に改めて周知・徹底をお願いしたい。

5. 挑戦する中小企業応援パッケージの公表について

- 金融庁においては、経済産業省・財務省と連名で、コロナ資金繰り支援を 見直すとともに、挑戦する事業者の経営改善・再生支援の強化を図るために 「挑戦する中小企業応援パッケージ」を8月30日に新たに策定・公表した。
- 〇 同パッケージは、
 - 100%保証のセーフティネット保証4号を借換目的に限定し、日本公庫のスーパー低利融資の金利引下げ幅を縮小する一方、公庫のコロナ資本性劣後ローンを延長し限度額を引上げるなど、メリハリのある資金繰り支援への移行を図りつつ、
 - ・ 民間金融機関による「早期経営改善計画策定支援事業」の利用を一定 条件下で認めるなどの経営改善・事業再生支援等の強化策

を盛り込んでいる。同パッケージについては 2023 年 9 月 1 日付で会員金庫に対する周知・徹底をお願いする要請文を発出しているが、各金庫におい

ては、これを踏まえ、事業者支援の徹底を引き続きお願いしたい。

6. ALPS 処理水の海洋放出に伴う輸出先の国又は地域における輸入規制措置 等の影響を踏まえた金融上の対応について

- 今般の ALPS 処理水®の海洋放出に伴う輸出先の国又は地域における水産物の輸入規制措置等の影響により、漁業や水産加工業、卸売業等の事業者の経営等に支障を来すことが懸念されている。
- ついては、こうした事業者の資金繰りに支障が生じないよう、政府系金融機関等の関係機関とも緊密に連携しつつ、返済猶予や条件変更を含む資金繰り相談に丁寧に対応するとともに、資金面の支援に加え、販路拡大・マッチング支援など、政府による各種施策も活用しながら事業者の状況やニーズに応じたきめ細かく弾力的な支援をお願いしたい。
 - ※ 多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を 確実に下回るまで浄化した水をいう。

7. 信用金庫代理業における法令等の遵守を確保する業務に係る責任者等について

- 〇 政府においては、「デジタル原則」(2021年12月閣議決定)や「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(2022年6月デジタル臨時調査会決定)を踏まえ、「人の介在(対面、常駐、資格者配置、拠点設置、目視、立入等)を見直し、点検等の遠隔実施、自動化・機械化等の最大限のデジタル化を基本とすること」としているところ。
- これに関して、信用金庫代理業において、法令等遵守に係る責任者や、その指揮をする統括責任者の営業所等ごとへの配置を求めているが、「デジタル原則」を踏まえ、適切に業務を遂行することが出来る限りにおいて情報通信技術を利用する方法により業務に従事すること(テレワークを想定)が可能である旨を明確化し、業界団体宛てに周知したので、各金庫におかれては、提携する信用金庫代理業者への周知をお願いしたい。

8. 業態横断的なモニタリング方針等について

- 8月末に2023 事務年度の金融行政方針を公表した。その中で、業態横断 的なモニタリング方針等についても記載しているので、確認いただきたい。
- 金融庁としては、各項目について、データ分析や金融機関との対話を通じ、 深度あるモニタリングを実施していきたいと考えている。効率的な運営に配 意するので、ご協力をお願いしたい。

(参考) 例えば、以下などに取り組む旨を記載している。

① 金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向け、金融機関の経営戦略を確認するとともに、営業基盤、財務基盤、ガバナンスや信用・市場・流動性等の各種リスク管理態勢(ストレス時の対応プロセスを含む)、内部監査等について対話等を通じたモニタリングを行い、それぞれの状況に応じて経営基盤の強化を促す。

国内外の金融政策・金利動向を含め、グローバルな金融経済情勢等の動向を注視し、その動向が金融システムの安定に与える影響について分析を行う。

② 金融機関による顧客本位の業務運営の確保に向け、顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリングを行う。

特に、(ア)リテールビジネスへの経営陣の関与状況、(イ)顧客本位に基づく持続可能なビジネスモデルの構築状況、(ウ)「取組方針」の質の改善と営業現場への定着状況・動機付け、(エ)業界規則等を踏まえた仕組債への対応状況、販売実績や苦情に照らして留意すべき高リスクの金融商品の販売・管理態勢、(オ)実効性ある検証・牽制態勢を含めたPDCAの実践状況といった点について、重点的にモニタリング。

③ マネロンガイドラインで求めている実効的な態勢整備を金融機関が2024 年3月までに 完了するよう、業界団体と連携し、フォローアップを行う。特に、規程類の整備を含め、 実効的な取組の前段階となる部分において進捗に遅れが見られる金融機関には、集中的に モニタリングを行い、期限を意識した着実な対応を促す。また、2024 年4月以降の態勢 の有効性検証等のため、検査・監督体制のあり方について検討を進める。

「SNS で実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」等を踏まえつつ、他省庁等と連携して、金融機関における防犯対策の強化や本人確認手法の見直し等について検討を行う。

④ 経営陣のリーダーシップの発揮状況を含め、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の実効性について検証し、その強化を促す。特に、定期的な脆弱性診断・ペネトレーションテスト等を通じた自社対策の有効性の検証や、演習等を通じたインシデント対応能力の検証が適切に行われているか、把握された課題について計画的に対策を講じているか、といった点について、重点的にモニタリング。

サイバーセキュリティ管理態勢の成熟度を評価する点検票に基づく自己評価の実施を地域金融機関、保険会社及び証券会社に求め、自律的な態勢の強化を促す。

金融庁が主催する金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall WII)を通じ、金融業界全体の事態対処能力の向上を促す。

- ⑤ 経済安全保障推進法の円滑な制度開始(2024 年春)に向けて、政令等の整備、関係機関との連携、「基幹インフラ制度に関する相談窓口」の運営等を通じた関係事業者との丁寧な対話を進める。
- ⑥ 金融機関のシステムについて、重大な顧客被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、機動的に金融機関のシステムリスク管理態勢(外部委託先の管理態勢を含む)を検証し、必要に応じて改善を促す。

リスクの高いシステム統合や更改については、あらかじめ金融機関のプロジェクト管理 の実効性を検証する。

大手金融機関を中心に、IT レジリエンスについて実態把握や対話を行う。

⑦ 金融機関との対話等においては、金融機関の役職員の心理的安全性の確保に努める。また、金融機関や新規参入希望者からの法令解釈に関する問い合わせ等に対しては、可能な限り、迅速で明確な回答に努める。

9. 顧客本位の業務運営 (FD) に関するモニタリング方針について

- FDに関するモニタリングについては、昨事務年度と同様、リスク性金融 商品の各業態の販売動向や、個社別の販売額を基に重点モニタリング先を抽 出し、「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下「原則」)等を踏まえ、リス ク性金融商品のプロダクト・ガバナンス態勢や販売・管理態勢等を着眼点と して、リスクベースで実施する。
- 具体的には、足元で販売額が増加している外貨建一時払保険、仕組預金、 新興国通貨建債券を含む外貨建債券について、各金融機関において、
 - ・リスク・リターン、コスト等の商品性の検証や想定顧客層の特定ができて いるか
 - ・顧客が負担する全てのコスト開示と顧客視点での説明ができているか
 - ・他の金融商品と比較した際に、当該商品を提案・販売することの妥当性を 確認しているか

といった点を検証していく。

- また、仕組債についても、「仕組債の販売勧誘に関するガイドライン」をミニマムスタンダードとして、特に、「原則」に基づく対応ができているかについて検証していく。
- このほか、インターネット取引や業績評価体系、三線管理の枠組みについても、実態把握・検証を進めていく。
- 経営陣におかれては、本日、申し上げた点を持ち帰って頂き、必要に応じ、 先んじた検証や取組改善をお願いしたい。

重点モニタリング先となった金融機関におかれては、双方向の議論の中で、 「顧客の最善の利益の追求」などに向けた気付きを共有していきたいと考え ているので、ご協力をお願いしたい。

10. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 〇 金融庁では、「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下、「原則」)を採択 した金融事業者を掲載した「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表して いるが、今般(9月8日)、最新版を公表した。
 - ※ 今回からリストへの掲載要件を見直し。従来は、取組方針・取組状況の公表に加え、事業者の取組方針等の各項目と「原則」の各項目との対応関係を任意の方法で整理・公表すればリストに掲載していたが、任意の方法では対応関係が依然として不明確な先も相応に存在したことから、見直し後は、当庁所定の対応関係表を用い、対応関係を整理・公表することを要件に追加。
- 金融機関におかれては、顧客本位の業務運営に関する取組を進化させるため、改めて、顧客や現場の従業員のつもりで取組方針を読み直し、以下を確認するとともに、営業現場において取組方針が実践されるよう取り組んでいただきたい。
 - 策定・公表した取組方針が、
 - ① 顧客目線になっているか(資産運用・資産形成に向け、どのような 支援をしてくれるのかが具体的に分かる内容か)、
 - ② 従業員目線になっているか(取り組むべき行動が明確であり、営業

現場でも実現可能な内容か (=「取組方針」の品質向上)

・ 販売・管理態勢、2線・3線の態勢、業績評価等は適切か、営業現場 は取組方針を実践できているか (=「取組方針」の実践)

11. フィッシング対策の強化等について

- 本年上半期において、フィッシングによるものとみられるインターネット バンキングによる預金の不正送金被害が急増しており、足許でも引き続きフィッシングによるものと見られる不正送金被害が発生している。
- 〇 警察庁の発表によると、令和5年上半期におけるフィッシングの被害件数は過去最多の 2,322 件、被害総額も約 30 億円と、年間の被害額と比較しても過去最多に迫る状況。
 - ※1「令和5 年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について (https://www.npa.go.jp/news/release/2023/20230919001.html)。」
- 〇 こうした状況を踏まえ、8月8日に警察庁と連名で、当庁ウェブサイト等により、一般の利用者に向けて注意喚起を行った。
 - ※2 「フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被 害の急増について(注意喚起)」(https://www.fsa.go.jp/ordinary/internetbank_2/10.pdf)。なお、当庁ウェブサイトでの注意喚起と合わせて、金融庁公式Twitterにおいても継続的に注意喚起を実施。なお、令和4年9月と令和5年4月にも同様の注意喚起を実施。

|12. 中国を背景とするサイバー攻撃グループ BlackTech によるサイバー攻撃 について

- 〇 9月27日、警察庁及び内閣サイバーセキュリティセンターから、中国を 背景とするサイバー攻撃グループ BlackTech によるサイバー攻撃に関する 注意喚起が発出された。
- 〇 この注意喚起では、BlackTech の手法への具体的な対処方法が推奨されているが、推奨されている対処方法は、BlackTech に限らず、一般的に有効な対策である。

|13. サイバーセキュリティの強化について

○ 金融業界全体のインシデント能力向上のため、今年も 10 月 19-26 日にサイバーセキュリティ演習(Delta Wall WII) を実施予定。

参加金融機関におかれては、経営層も積極的に参加いただき、インシデント発生時の意思決定、サイバー攻撃の検知・顧客対応・業務復旧など、コンティンジェンシープランの実効性について確認いただきたい。

- 〇 次に、6月下旬に協会を通じて各金融機関に依頼した「サイバーセキュリティに関する点検票」※1に基づく自己評価については、現在、日本銀行・当庁で自己評価結果を集約中。
 - ※1 昨年度から取組を実施している。今年度の点検票の特徴は、業界に共通する課題である「サイバーセキュリティ人材の確保・育成」に関する設問や、より先進的な「ゼロトラスト」(注)の取組に関する設問を新たに追加することにより、内容を充実させている点。 (注)ゼロトラストとは、ネットワークの内外にかかわらず、従業員の端末通信や情報資産へのアクセス等についても常に監視することでセキュリティを確保する考え方。
- 今後、他の金融機関対比での自組織の位置付けなどに関する情報の還元を 予定している※2。経営陣におかれては、評価結果に基づき、人員・予算、 人材育成を含め、体制整備と対策の実効性向上を主導していただきたい。

※2 10 月中旬~11 月中を予定。

14. マネロン対策等に係る広報について

- 〇 当庁は、本年7月より、金融機関による継続的顧客管理の重要性・必要性 を訴求した国民向けインターネット広告の配信(ユーチューブ広告やバナー 広告)を開始した。配信期間は来年3月中旬までを予定している。
- 各金融機関におかれては、例えば、当庁ウェブサイトに掲載されている URL の QR コードリンクを顧客宛ての確認書面に記載するなど、顧客に対してのご説明・ご案内の際に積極的に活用いただきたい。
- 〇 今後も、より多くの一般利用者にマネロン対策等について理解と協力をい

ただけるよう、引き続き広報に力を入れていきたい。

15. マネロン対策等に関する半期フォローアップアンケート等について

- 先日、半期フォローアップアンケートを発出したところ。当庁としては、各行の9月末時点の進捗状況を確認すべく、回答へのご協力をお願いしたい。
- 経営陣におかれては、当該アンケートも活用しつつ自金庫の態勢整備の現状を把握のうえ、今後の作業ボリュームに合わせた必要な人材の配置や、対応スケジュールの策定および確実な実行など、適切な対応をお願いしたい。
- 当庁としては、今後も協会と連携し、各金庫の取組状況を適時に把握しつ つ、ニーズに沿った勉強会を開催するなど、きめ細かい支援を行っていく。

16. 特殊詐欺事案対策の検討状況について

- 特殊詐欺事案に対しては、本年3月の犯罪対策閣僚会議で決定した「緊急対策プラン」に基づき、現在、警察庁をはじめとする関係省庁と業界団体において、具体案の策定に向け検討を行っているところ。
 - ※「SNS で実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」
- 緊急対策プランには、預貯金口座の不正利用防止対策の強化など、金融機関の実務に大きな影響がある項目も含まれており、金融庁としては、具体策の検討に当たって、犯罪抑止効果と顧客利便とのバランスを確保することが重要であるものと認識している。
- 今後も、関係する業界団体と意見交換を行い、具体策の策定に向け、丁寧 な調整を行っていきたいと考えている。ご協力をお願いしたい。

17. 資産運用立国について

〇 先日(10月4日(水))、新しい資本主義実現会議の下に、鈴木金融担当 大臣を分科会長とする「資産運用立国分科会」が設置され、初回会合を開催 した。資産運用立国の実現に向けた政策プランは、年内に策定する方針。

- 「成長と分配の好循環」を実現していくためには、家計金融資産等の運用を担う資産運用業とアセットオーナーシップの改革を実施し、その運用力の向上やガバナンスの改善を図っていくことや、資産運用業への国内外からの新規参入と競争を促進していくことが必要。
- 〇 このため、具体的には、
 - ① 資産運用業とアセットオーナーシップの改革として、
 - ・ 大手金融グループによる、資産運用業の運用力向上やガバナンス改善・ 体制強化のためのプランの策定・公表、
 - ・ スチュワードシップ活動の実質化や、運用対象の多様化を図るための 環境整備
 - ② 資産運用業への新規参入と競争の促進として、
 - 日本独自のビジネス慣行や参入障壁の是正、
 - バックオフィス業務のアウトソーシングをより円滑にする規制緩和、
 - ・ 新興運用業者にとって課題である運用資金獲得を支援するためのプログラム(日本版EMP)の整備
 - ・ 金融創業支援ネットワーク事業の推進、資産運用特区の創設などについて、検討していく予定。
- 〇 政策プランの策定に向けては、様々なご意見を拝聴しながら検討を深めていきたいと考えており、ご協力をお願いしたい。

18. 金融行政方針の公表について

- 2023 年 8 月 29 日 (火)、令和 5 事務年度の金融行政方針を公表した。これは、事務年度ごとに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするものであり、本事務年度においては、4 本柱で構成している。
- 基本的にこれまでの金融庁の行政の考え方や課題意識を踏まえたものと

なっていると考えている。

金融庁としては、各金融機関と課題認識等を共有し、建設的な対話を行うことが重要であり、この金融行政方針は、その点で良い材料になると考えている。金融庁では、今後、本方針等に関する説明会を各地域で開催する予定であるが、行政方針の内容で不明な点、懸念点、提言したい点があれば、気軽に問い合わせ等をしていただきたい。

19. 新しい NISA の開始に向けて

- 2023 年度税制改正において NISA の抜本的拡充・恒久化が実現し、来年 1 月より新しい NISA が開始することとなっている。
- 新しい NISA 制度は、長期・積立・分散投資を基本とし、企業の成長投資 につなげつつ、利用者一人ひとりのニーズに応じた柔軟な投資が可能なもの となっており、中間層を中心とする幅広い層における長期安定的な資産形成 に資するものと考えている。
- 金融庁としては、新しい NISA の活用を通じて、多くの方に資産形成を実現していただきたいと考えているが、そのためには、利用者と日頃から接している皆様の対応や協力が不可欠である。
- 販売会社となる信用金庫の皆様におかれては、長期・積立・分散投資により安定的な資産形成を目的とする制度趣旨を改めてご確認いただき、顧客がそれぞれのニーズに応じた投資が実現できるよう、顧客本位での販売・勧誘、信頼されるサービスの提供を、引き続きよろしくお願いしたい。

例えば、新しいNISAの成長投資枠においては、複利による長期での運用効果が低い毎月分配型商品を対象外としているが、毎月分配型でないにしても、元本を取り崩して分配を行う商品や、分配頻度の高い商品については、長期の資産形成を目的とする制度趣旨に即しているのか、真に顧客のためになっているのかといった観点が重要と考えており、販売・勧誘にあたっては、よくご確認いただきたい。

○ これらも含め、業界の皆様とは、NISA のブランド化に向けて、顧客本位

の観点から、商品・サービスをより良いものにしていくべく、これ以外の論 点も含めて引き続き議論させていただきたい。

(以 上)